

令和7年1月9日（木）
令和6年度指定障害福祉サー
ビス事業者等集団指導資料

虐待防止・身体拘束等の適 正化に関する研修

松本市 こども部 こども福祉課
仲林 啓

研修でお伝えすること

- 1 障害者虐待防止法の理解
- 2 障害者虐待の定義の理解
- 3 障害者虐待の発生状況について
- 4 障害者虐待発生時の対応について
- 5 身体拘束等の適正化について

はじめに

- ① 障害者虐待（正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること含む）は**重大な権利侵害**
- ② 障害者福祉施設従事者等による**障害者虐待の防止等のための措置**（障害者虐待防止法第15条）
- ③ **通報**はみんなを救う

常に①の**意識**を持ち、日々の取組で②を**充実**させ、万が一虐待が発生してしまったら③の**対応**を！！

1 障害者虐待防止法の理解

目的（法第1条）

この法律は障害者に対するが虐待が障害者の尊厳を害するものであり、
（中略）障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

⇒障害者虐待＝重大な権利侵害

障害者虐待の早期発見等（法第6条第2項）

障害者福祉施設、（中略）並びに障害者福祉施設従事者等（中略）は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

⇒障害者福祉施設従事者等に求められるもの

養護者による障害者虐待に係る通報等（法第7条）

養護者による障害者虐待（中略）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

⇒早期発見・早期対応につながる重要事項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等（法第16条）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。（中略）

刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項に同じ）

をすることを妨げるものと解釈してはならない。

障害福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

⇒通報はみんなを救う。

通報等を受けた場合の措置（法第19条）

市町村が（中略）通報（中略）を受けたときは、（中略）障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、（中略）権限を適切に行使するものとする。

⇒市町村の行う聴き取り調査や指示にご協力を。

2 障害者虐待の定義について

障害者の定義

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

⇒第2条第1号に規定されている障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

※障害者手帳を取得していない場合も含まれる。

※18歳未満の児童も含まれる。

障害者虐待の類型と具体例(障害者福祉施設従事者等によるもの)

【身体的虐待】 (第2条第7項第1号)

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

◇具体例◆

平手打ちをする、殴る、蹴る、ぶつかって転ばせる、入浴時熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる、介助しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける、行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる 等

【性的虐待】 (第2条第7項第2号)

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

◇具体例◆

性的行為を強要する、わいせつな映像や写真をみせる、本人を裸にする又はわいせつな行為をさせ映像や写真に撮る。撮影したものを他人にみせる、人前で排泄させたりオムツ交換をしたりする。又その場面を見せないための配慮をしない 等

【心理的虐待】（第2条第7項第3号）

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◇具体例◆

怒鳴る、罵る、侮辱的な発言・態度、本人の意思に反して呼び捨て・あだ名などで呼ぶ、障害者の意欲や自立心を低下させる行為、交換条件の提示、心理的に障害者を不当に孤立させる行為 自分の信仰している宗教に加入するよう強要する 等

【放棄・放任（ネグレクト）】（第2条第7項第4号）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

◇具体例◆

床ずれができるなど体位の調整や栄養管理を怠る、健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る、処方通りの服薬をさせない・副作用が生じているのに放置している・処方通りの治療食を食べさせない、必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為、障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 等

【経済的虐待】（第2条第7項第5号）

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

◇具体例◆

本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する、年金や預貯金を無断で使用する、年金や賃金を管理して渡さない、立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる、本人に無断で親族にお金を渡す・貸す 等

お示しした虐待の具体例は一例です。その他にも具体例が示されているので「**障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き**」（令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援推進室 こども家庭庁支援局障害児支援課）をご覧ください。（以下「国マニュアル」と表記します。）

3 障害者虐待の発生状況について

全国、長野県、松本市における発生状況となります。

障害者虐待の発生状況(障害者施設福祉従事者等)

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

出典
厚生労働省HP



虐待者(1,098人) ※2

- 性別
男性(69.9%)、女性(30.1%)
- 年齢
60歳以上(20.5%)、50～59歳(17.9%)、
40～49歳(17.8%)
- 職種
生活支援員(44.4%)、世話人(9.9%)、
管理者(7.9%)、その他従事者(7.1%)、
サービス管理責任者(6.5%)

被虐待者(1,352人) ※1

- 性別
男性(63.6%)、女性(36.4%)
- 年齢
40～49歳(18.4%)、30～39歳(17.8%)、
20～29歳(17.2%)、50～59歳(17.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者(74.7%)
- 行動障害がある者(33.5%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待

52.0%

性的虐待

13.8%

心理的虐待

46.4%

放棄、放置

9.5%

経済的虐待

5.3%

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

出典 厚生労働省HP
加工して作成

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

令和4年度 長野県内の障害者虐待の状況

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

区分		長野県内
相談・通報件数		60 件
虐待判断件数		15 件
虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	8 件
	性的虐待	4 件
	心理的虐待	7 件
	放棄・放置	0 件
	経済的虐待	0 件

令和5年度 松本市の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待件数

1 通報・相談における虐待種別

(単位 件)

区分	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	計
令和元年度	5	1	3	0	0	9
令和2年度	2	0	3	0	0	5
令和3年度	1	1	1	0	0	3
令和4年度	5	0	7	1	0	13
令和5年度	2	1	4	0	0	7

※虐待の種別には重複があり通報・相談件数の合計と一致しない。

2 通報・相談者

(単位 件)

区分	障害者福祉施設従事者等	医療機関	家族・親族 (虐待者を除く)	被虐待者	虐待者	警察署	民生委員 近隣住民	地域包括 支援センター	その他	計
令和元年度	4	0	0	2	0	0	0	0	1	7
令和2年度	2	0	0	1	0	0	0	0	2	5
令和3年度	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
令和4年度	1	0	1	1	0	0	0	0	5	8
令和5年度	2	0	0	2	0	0	0	0	3	7

※令和5年度の「その他」は事業所職員・支援者等

3 確認状況

(単位 件)

区分	虐待	虐待ではない	調査中	対応不要	計
令和元年度	1	6	0	0	7
令和2年度	1	3	0	1	5
令和3年度	1	2	0	0	3
令和4年度	0	8	0	0	8
令和5年度	2	3	0	2	7

※対応不要は訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認ができ「虐待ではない」と判断できたもの。

4 対応状況

(単位 件)

区分	保護・分離	改善	県対応	計
令和元年度	0	1	0	1
令和2年度	0	1	0	1
令和3年度	0	3	0	3
令和4年度	0	8	0	8
令和5年度	1	2	0	3

虐待防止施策

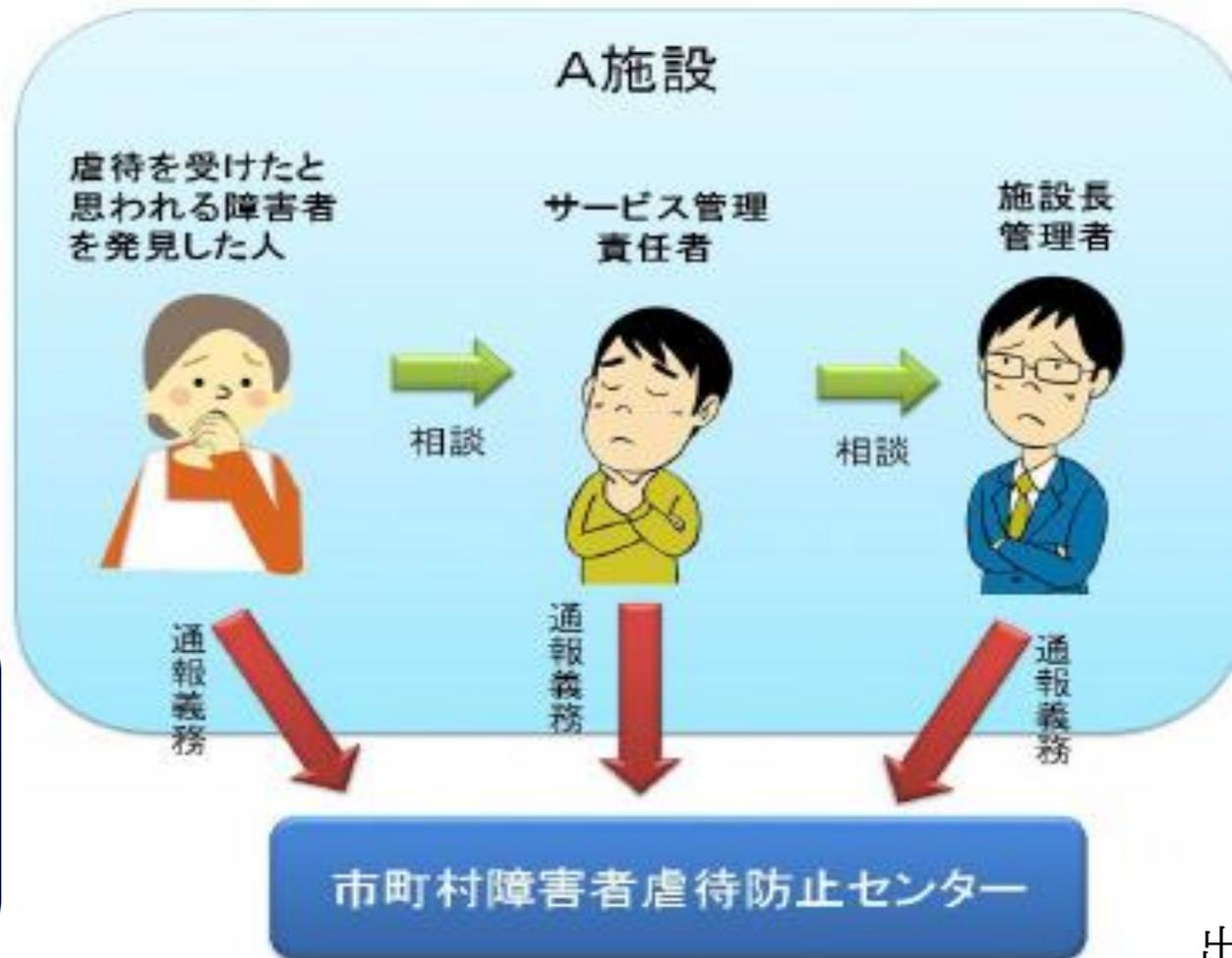
相談・通報先

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

相談・通報について



相談・通報者はだれでも構いません。

可能であれば方針を決められる方で。

4 障害者虐待発生時の対応について

令和4年度から義務化された事項のチェック

「**障害者虐待防止の更なる推進**」で義務化となった内容は？

- ① **虐待防止委員会**の設置。（ ）との一体的な設置・運営も可（法人単位での設置も可能。）
委員会は少なくとも（ ）回以上開催が必要。
- ② （ ）に対して**研修**を実施。（定期的（年1回以上）な実施が必要。従業員の新規採用時の実施も重要。）
- ③ **①や②を適切に実施するために**（ ）を設置。（サービス管理者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者等が担うもの。）

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、**虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）**を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

③虐待防止措置未実施減算【新設】【全サービス】※児者共通

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

虐待防止措置未実施減算【新設】

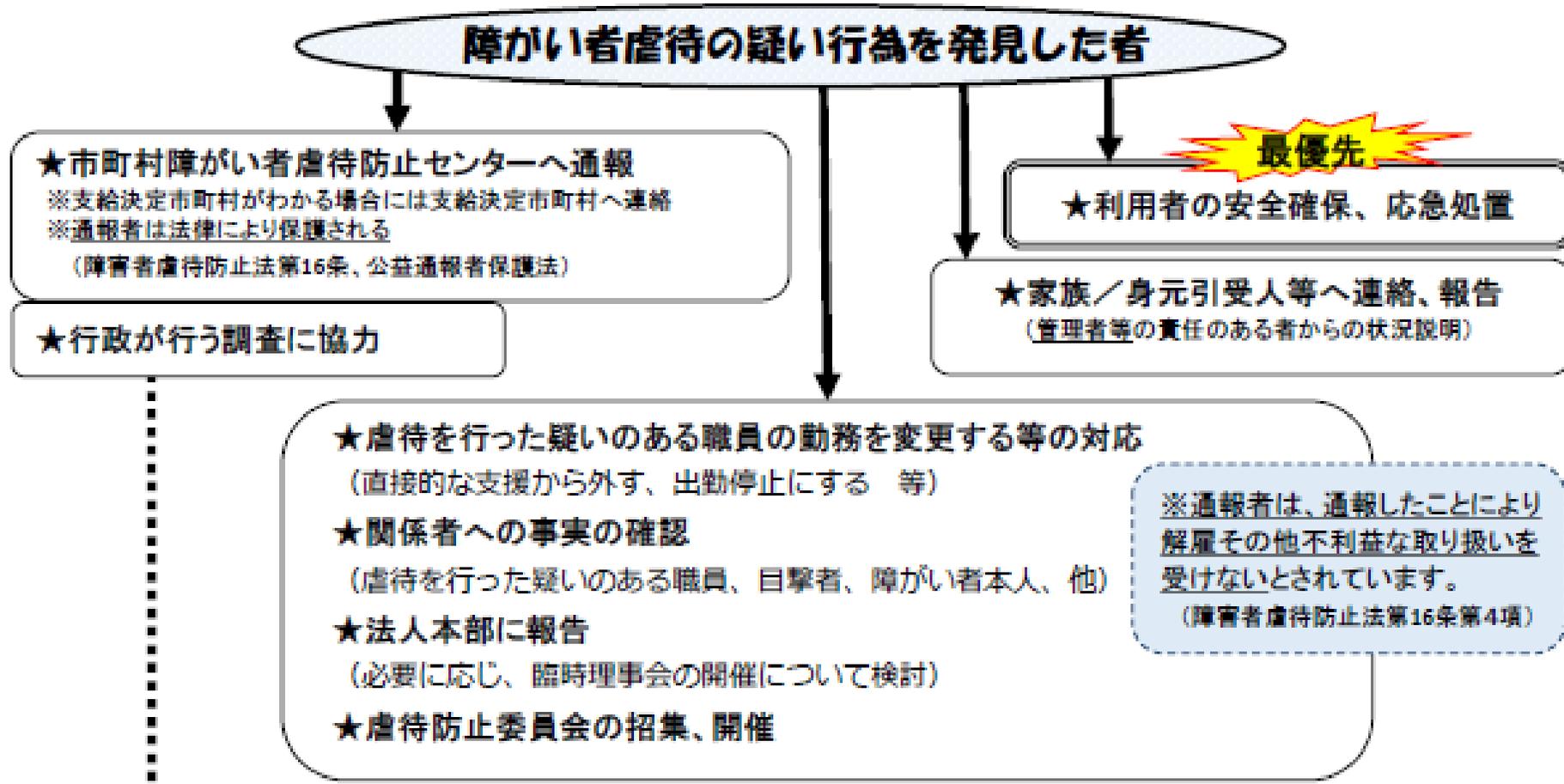
次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催することにも、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

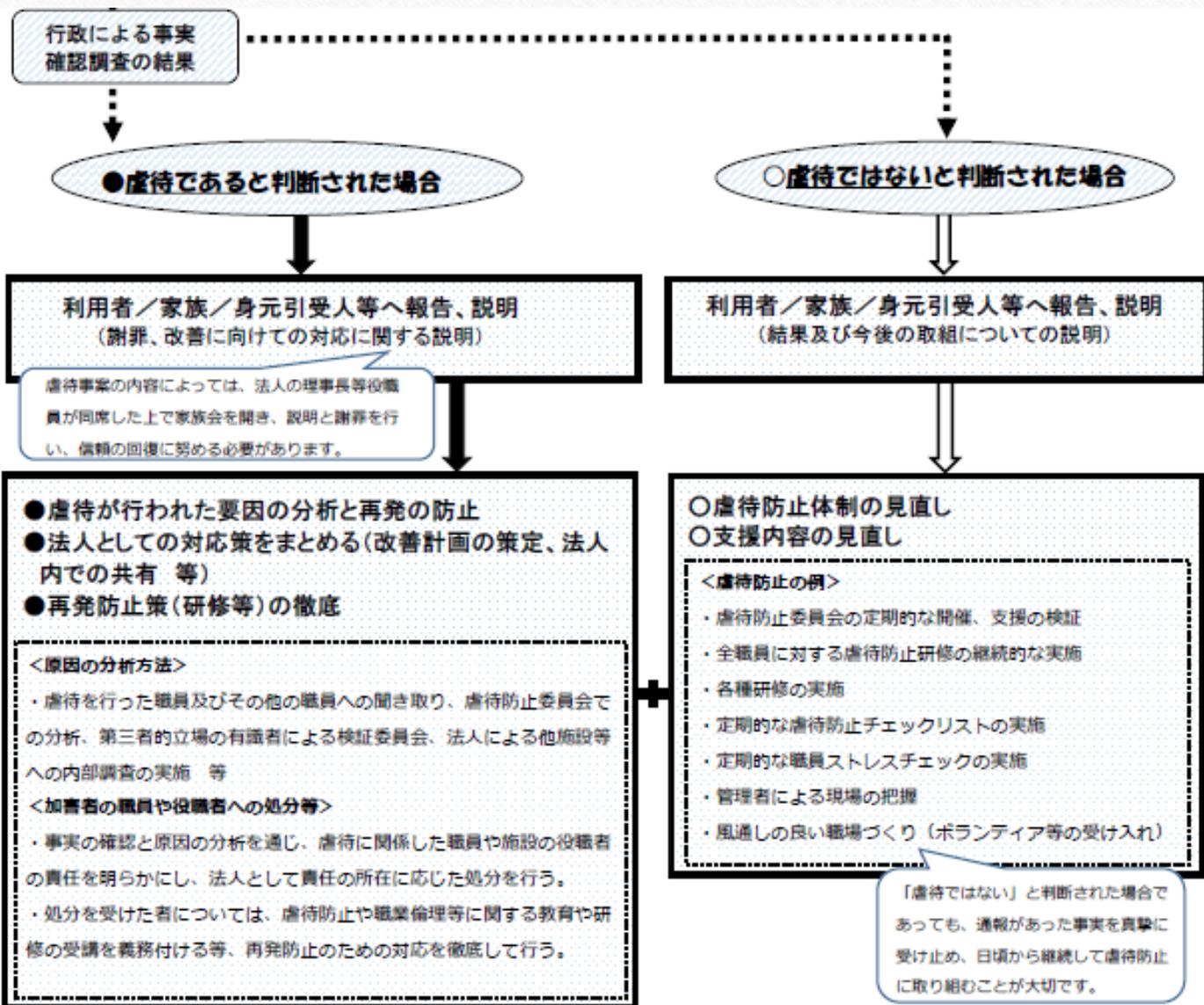
ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に基本報酬を減算するもの。
 - ①虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ②虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
 - ③虐待防止措置（上記①②）を適切に実施するための担当者を配置していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

障がい者虐待が疑われる場合に当該障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図
(参考例)(2018年6月 長野県健康福祉部障がい者支援課)



出典
長野県HP



出典
長野県HP

対応フローにおける着目ポイント

① 発見から支給決定市町村への報告までのタイムラグ

★ 最優先は利用者の安全確保と応急処置

★ 次に行うのは家族等への報告と支給決定市町村への通報



支給決定市町村への通報が遅れることのデメリット①
発見者・虐待者（疑い）の記憶が曖昧になり不確実な事実確認となる ⇒ 障がい者の権利侵害につながる

支給決定市町村への通報が遅れることのデメリット②
組織的な隠蔽を疑われ、必要以上に事実確認への対応に
エネルギーを消費 ⇒ 情報は鮮度がいのち

※虐待の判断をするのは支給決定市町村

② 支給決定市町村による聴き取り調査時の留意事項

- ★ 聴き取り調査日までに可能な範囲で法人による事実確認
- ★ 他の職員に聴き取り調査の内容が聞こえない空間の確保



別の建物（市町村の）での聴き取り調査を求められることも

③ 事実確認後の対応

- ★ 利用者及び家族等への誠意ある報告
- ★ 法人全体で原因の分析と再発防止の取組の実施



- 「誰にでも起こり得ることである」という意識を全ての職員が持ち続けることが大切
- 虐待防止委員会を活用し「風通しの良い事業所運営」を

虐待防止委員会を軸にした組織的な取組の実施

虐待防止委員会の役割

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

虐待防止委員会で対応する事項

- ① 虐待（不適切な対応事例含む）が生じた場合の報告様式の整備
- ② 虐待の発生ごとの状況等の記録と報告様式に従って報告
- ③ 虐待防止委員会にて報告事例の集計及び分析
- ④ 事例分析に当たっては、虐待の発生原因、結果等を取りまめ、当該事例の再発防止策を検討
- ⑤ 労働環境・条件を確認するための様式整備及び当該様式に従い作成された内容の集計、報告、分析
- ⑥ 報告事例及び分析結果を従業員へ周知徹底
- ⑦ 再発防止策を実施後に、その効果の検証

風通しの良い事業所運営

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や閉鎖性が指摘されています。

★支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制づくり

★職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制づくり

★職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげる体制づくり

5 身体拘束等の適正化について

令和4年度から義務化された事項のチェック

「**身体拘束等の適正化の推進**」で義務化となった内容は？

- ① 身体拘束等を行う場合の**緊急やむを得ない理由**として、満たさなければならない3つの要件（ ）（ ）（ ）（必要な手続き①組織による決定と個別支援計画への記載②利用者本人・家族への十分な説明③行政への相談、報告④必要な事項の記録）
- ② （ ）のための**指針**の整備。
- ③ **従業者**に対して（ ）を実施。（定期的（年1回以上）な実施が必要。他の研修と一体的に実施することも可。）

④身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔障害児通所支援、訪問支援、入所施設〕※児者共通

- 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

単位数（新旧）

【現行】

身体拘束廃止未実施減算
基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を
所定単位数から減算する。



【改定後】

身体拘束廃止未実施減算
(障害児入所施設) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。
(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に、基本報酬を減算するもの。
 - ①身体拘束等を行う場合であって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合
※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない
 - ②身体拘束適正化検討委員を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
※法人単位での開催可。虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
 - ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県等に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は10%又は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

身体拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目

ア	事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ	身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ	身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ	事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ	身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ	その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

小規模事業所における体制整備等の効果的なポイント

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	<p>① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める</p>
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	<p>② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。</p> <p>④ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。</p> <p>⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p>

小規模事業所における体制整備等の効果的なポイント

研修の実施

- ⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。
- ⑦ 地域で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。
※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。
- ⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。

指針の整備

- ⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集より抜粋

ご清聴ありがとうございました。

この度の研修に参加された事業所等は、義務化されている「定期的な研修」の実施の「協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合」に該当させることができます。

該当させる場合には、①事業所等の全職員への研修資料の周知②研修の実施内容の記録を必ず行ってください。